

公印省略

2 障 第 5 1 9 号
令和2年5月5日

各障がい児通所支援事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長

緊急事態宣言の期間延長に伴う障がい児通所支援事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」後の事業所の対応については、令和2年4月14日付け2障第209号福岡県福祉労働部長通知においてお示ししてきたところですが、今般、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長することとなりましたので、引き続き上記通知に基づく対応について、御協力くださいますようお願いいたします。

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指導係
電話：092 (643) 3312
FAX：092 (643) 3304
Mail：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp